



橋村佳宏 氏
石崎・山中総合法律事務所
パートナー弁護士

今からでも間に合う! 日本版 「同一労働同一賃金」 への実務対応

2020年4月
改正法施行

裁判例と新ガイドラインを踏まえた企業実務を解説

- 現行法下を巡る裁判の動向
- 新・旧ガイドラインの決定的な違い
- 改正後の定年後再雇用者・派遣労働者・パートに対する実務対応
- 待遇差是正のために正社員の労働条件をいかに変更すべきか?

ご案内

働き方改革関連法の一つとして、日本版「同一労働同一賃金」の実現に向けた改正法が、大企業及び労働者派遣については2020(令和2)年4月から、中小企業については2021(令和3)年4月から施行されます。また、施行に先立ち、厚労省よりガイドライン(指針)が2018(平成30)年12月に示されました。

一方で、日本版「同一労働同一賃金」を巡る裁判例も数多く出てきていますが、一定の方向性は見えつつも、下級審レベルで法解釈が錯綜しており、最高裁での更なる判断が待たれる状況にあります。そのような中、多くの企業が法施行を目前にして、日本版「同一労働同一賃金」への実務対応について検討を重ねているところです。本セミナーでは、働き方改革の一環である日本版「同一労働同一賃金」の趣旨・目的や基本的内容を改めて確認し、ガイドライン(指針)の位置付けやこれまでの裁判例の法解釈を冷静に見極めたいと、法施行までに企業が最低限取り組むべき日本版「同一労働同一賃金」に向けた実務対応を解説いたします。

開催日時 **2020年1月29日(水) 13:00~17:00**

会場 **東京ガーデンパレス**

東京都文京区湯島1-7-5 TEL.03-3813-6211(代)
※詳しい会場案内図は参加証にてお知らせいたします。

参加費 **39,600円(1名様)**

(消費税及び地方消費税を含む)

●同一申込書にて2名様以上参加の場合、
29,700円(1名様につき)

(消費税及び地方消費税を含む)

※テキスト・コーヒー代を含む。

主催 **総合ユニコム株式会社**

東京都中央区京橋2-10-2 め利彦ビル南館6階
TEL.03-3563-0025(代) FAX.03-3564-2560

ダイレクトメールの送付先変更・中止をご希望者は、お手数ですが、封筒ラベルにご要件を記入の上、弊社企画事業部(FAX.03-3564-2560)迄ご連絡ください。

※弊社ホームページからも、本セミナーはお申込みいただけます!
<https://www.sogo-unicom.co.jp>

参加申込書

2020年4月改正法施行! 日本版「同一労働同一賃金」への実務対応

●会社名(フリガナ)	●貴社業種
●所在地(〒)	●振込予定日(月 日)
	●当日現金支払い希望... <input type="checkbox"/>
	●ご担当者名()
TEL. () FAX. ()	
●出席者名①(フリガナ)	●所属部署・役職名
●E-MAIL	
●出席者名②(フリガナ)	●所属部署・役職名
●E-MAIL	

O-0320200106-050

お申込み先 **FAXフリーダイヤル ☎ 0120-05-2560**

※FAXフリーダイヤル不通時はFAX.03-3564-2560迄おかけ直してください。

お問合せ先 ▶ 総合ユニコム(株) 企画事業部 TEL.03-3563-0099(直通)

●お申込み方法

- ・左記「参加申込書」にご記入後、上記FAXにてお申込みください。参加者宛に「参加証/請求書/銀行振込用紙」をご郵送いたします。「参加証」は当日ご持参いただき、会場受付に「お名刺1枚」と共にお渡し願います。
- ・開催直前や当日のお申込みもお受けいたします。その場合は、FAXにて「参加証」をご送付いたしますので、必ずFAX番号の明記をお願いいたします。なお、お支払方法につきましては、別途ご連絡をさせていただきます。

●参加費のお支払について

- ・参加費は「請求書」到着後、原則として開催3営業日前迄にお振込み願います。
- ・お振込みが開催後日になる場合は、左記「振込予定日」欄にご記入ください。
- ・お振込手数料は貴社にてご負担願います。
- ・当日現金でのお支払いも可能です。「当日現金支払い希望」欄に☑印をご記入願います。

●お申込者が参加できない場合について

- ・代理者にご出席いただけます。既送の「参加証」と「代理者のお名刺1枚」をご持参のうえ、当日会場受付までご来場ください。

●キャンセルについて

- ・開催3営業日前(土日祝日、年末年始を除く)迄に、弊社宛に「会社名/氏名/電話番号/返金先銀行口座(振込済みの場合)」を明記の上、FAX.03-3564-2560宛に必ずご連絡ください。
- ・返金手数料として2,000円(1件毎)を申し受けます。なお、開催2営業日前以降のキャンセルにつきましては、全額をキャンセル料として申し受けます。その際には当日配布資料を参加者宛にご送付いたします。

●その他ご連絡事項

- ・お座席は受付順を基本に当方にて指定させていただきます。
- ・会場内は禁煙です。講演中の録音・録画、携帯電話等での通話はお断りいたします。
- ・講演中のPCの使用は可能ですが、使用に関しては周囲への配慮をお願いします。
- ・ご記入いただいた個人情報、弊社商品案内ならびにセミナーの適切な運営、参加者間の交流促進のために利用させていただきます。
- ・主催者や講師等の諸般の事情により、講師変更や開催を中止する場合がございます。その際には弊社より参加者にご連絡させていただきます。なお、その際の交通費の払い戻しやキャンセル料の負担はいたしませんので、予めご了承ください。

セミナープログラム

13:00～17:00 ※講演途中にコーヒーブレイクのほか、随時休憩を挟み進行いたします。

I. 日本版「同一労働同一賃金」とは何か

1. 働き方改革における「同一労働同一賃金」の位置付け
2. 西欧型の「同一労働同一賃金」とは何が違うか
 - 「同一労働同一賃金」という言葉に惑わされてはいけない
3. 日本版「同一労働同一賃金」の趣旨・目的とは
 - 同一企業内の正社員・非正規社員間の不合理な待遇差解消
4. 日本版「同一労働同一賃金」の基本的な内容
 - 均等待遇と均衡待遇

II. 法改正（労働契約法・パートタイム労働法）の内容

1. 現行法（労働契約法・パートタイム労働法）
 - 均等待遇（労働契約法20条・パートタイム労働法8条）
 - 均等待遇（パートタイム労働法9条）
2. 改正法（パートタイム・有期雇用労働法）
 - 不合理な待遇差を解消するための規定の整備
 - 労働者に対する待遇に関する説明義務の強化
 - 行政による履行確保措置及び裁判外紛争解決手続（行政ADR）の整備
 - 法改正の施行時期
3. 総括～法改正で何が変わるのか
 - 有期雇用労働者に関する均等待遇規定の実務上の影響は小さい
 - 使用者に対する説明義務の強化と行政指導の対象範囲の拡大

III. 現行法を巡る裁判例の動向

1. 判例が示す基本的な法解釈（ハマキョウレックス事件・長澤運輸事件）
 - 地位確認請求の可否
 - 不合理性の考慮要素の相互関係
 - 「不合理」の意味
 - 不合理性の判断
 - 損害賠償の算出方法
2. 基本型（定年後再雇用以外）を巡る裁判例の動向
 - 「ハマキョウレックス事件」最高裁判決
 - 最高裁判決以前の裁判例の動向
 - 最高裁判決以降の裁判例の動向
3. 定年後再雇用型を巡る裁判例の動向
 - 「長澤運輸事件」最高裁判決
 - 最高裁判決以前の裁判例の動向
 - 最高裁判決以降の裁判例の動向

IV. ガイドライン（指針）の位置付けと内容

1. ガイドライン（指針）の位置付け
2. 旧ガイドラインと新ガイドライン（指針）との決定的な違い

V. 日本版「同一労働同一賃金」に向けた実務対応

1. 雇用形態ごとの就業規則の整備
2. 雇用形態ごとの職務内容、人材利用に関する差異の把握、設定
3. 「その他の事情」の把握
4. 裁判例とガイドライン（指針）を踏まえた労働条件の項目ごとの考察
 - 基本給・賞与・退職金
 - 職務関連手当（役職手当、特殊作業手当、特殊勤務手当、精皆勤手当、時間外・休日労働手当〔割増率〕等）
 - 勤務関連手当（通勤手当、出張旅費、食事手当、勤務地関連手当等）
 - 生活関連手当（家族手当、住宅手当、単身赴任手当等）
 - その他の手当
 - 休職・休暇（病気休職、法定外休暇、慶弔休暇）
 - 福利厚生施設（食堂、休憩室、更衣室、寮、社宅等）の利用
 - 教育・安全管理等
5. 待遇差是正のための正社員の労働条件変更
6. 定年後再雇用型に対する実務対応
7. 派遣労働者を巡る実務対応

講師プロフィール

橋村 佳宏 (はしむら よしひろ)

石寄・山中総合法律事務所
パートナー弁護士



2001年早稲田大学政治経済学部卒業。03年同大学大学院修士課程修了（行政法専攻）、同年司法試験に合格。05年司法修習終了（58期）後、弁護士登録（第一東京弁護士会所属）し、石寄信憲法律事務所（現：石寄・山中総合法律事務所）に入所。15年パートナーに就任。著書に『賃金規制・決定の法律実務』（中央経済社・共著）、『労働時間規制の法律実務』（中央経済社・共著）、『Q&A 人事労務規程変更マニュアル』（新日本法規・共著）、『有期労働契約をめぐる個別論点整理と実務対応』（日本法令・共著）がある。